

日本セーフティプロモーション学会 第19回学術大会

～防災とセーフティプロモーション～

抄録集



会期：2025年12月6日（土）・7日（日）

会場：東洋大学赤羽台キャンパス HELSPO HUB-3

大会長：衛藤 隆（東京大学 名誉教授）

事務局長：内山有子（東洋大学健康スポーツ科学部 教授）

日本セーフティプロモーション学会
第 19 回学術大会

抄 錄 集

2025 年 12 月 6 日(土)・7 日(日)
東洋大学赤羽台キャンパス

目 次

| | |
|------------------------------|---|
| 第 19 回学術大会 大会長挨拶 | 1 |
| 日本セーフティプロモーション学会 歴代学術大会一覧 | 2 |
| 日本セーフティプロモーション学会第 19 回学術大会概要 | 4 |
| 交通案内 | 5 |
| 会場案内 | 6 |
| 学会運営について | 7 |
| プログラム | 9 |

抄 錄

| | |
|-------|----|
| 大会長講演 | 15 |
| 特別講演① | 19 |
| 教育講演 | 23 |
| 特別講演② | 27 |
| 一般演題① | 31 |
| 一般演題② | 37 |



第19回学術大会 大会長挨拶

衛藤 隆（東京大学 名誉教授）

第19回日本セーフティプロモーション学会学術大会を久々に東京にて開催するにあたり、ひと言ご挨拶申し上げます。

セーフティプロモーション（Safety Promotion）とは、事故、暴力、自傷行為などによる外傷やそれに対する脅威を、部門や職種を越えた協働で予防しようとする取り組みであり、科学的に有効な活動と評価しうるものをいいます。

本学会学術大会は平成19（2007）年9月に京都府立医科大学にて第1回が開催されて以来、今回で19回目を迎えます。本学会が設立前の1995年には阪神淡路大震災（平成7年（1995年）兵庫県南部地震）、設立後には東日本大震災（平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震）、2024年能登半島地震（令和6年能登半島地震）が起こっています。地震以外にも、近年では2018年に西日本豪雨（平成30年7月豪雨）、2019年に台風第19号に伴う記録的な大雨（令和元年東日本台風）に見舞われています。（注：括弧内は気象庁による公式名称）

今回は数あるセーフティプロモーションのテーマの中でも防災に焦点を当てるとともに、広い観点から様々なセーフティプロモーションの課題について論ずる場とすることとしたいと思います。

大会長講演1題、特別講演2題、教育講演1題と計4題の講演の時間を設け、第1日の12月6日には講演（大会長講演、特別講演①）を、第2日の12月7日にはセーフティプロモーションに関する様々なテーマを取り上げる一般演題（10題予定）、教育講演、特別講演②を設定いたしました。会場は東京23区北部の北区赤羽台に位置し、JR赤羽駅から至近距離にある東洋大学赤羽台キャンパスの施設をお借りして行います。

12月の初旬、寒さを感じる季節となっておりますが、セーフティプロモーションにご関心のある皆様が集い、交流や情報交換ができる場となることを願っています。

日本セーフティプロモーション学会 第19回学術大会長 衛藤 隆（東京大学名誉教授）

[表紙写真説明]

浅間山から立ち上る水蒸気を主体とする噴煙。浅間山（あさまやま）は、長野県北佐久郡軽井沢町および御代田町と群馬県吾妻郡嬬恋村との境にある、標高2,568メートルの成層火山で、現在でも噴煙を観察することができます。

日本セーフティプロモーション学会:歴代学術大会一覧

第1回 平成19年 9月24日 京都府:京都府立医科大学
渡邊 能行

第2回 平成20年10月10日 東京都:東京都老人総合研究所
鈴木 隆雄

第3回 平成21年 8月28~29日 青森県:十和田市文化センター
反町 吉秀

第4回 平成22年11月19日 神奈川県:ロワジールホテル厚木
石附 弘

第5回 平成23年11月18~19日 大阪府:大阪教育大学 学校危機メンタルサポートセンター
安全推進情報の共有と展開を目指して
藤田大輔

第6回 平成25年3月8~9日 兵庫県:兵庫教育大学 神戸サテライト
科学的根拠を踏まえた安全戦略 一根拠の追求と不十分な場合の方策ー
事故や災害から何を学び、どのように活かすか
西岡伸紀

第7回 平成25年11月22~23日 茨城県:筑波大学
個と集団のリスクを考える
市川政雄

第8回 平成26年11月29~30日 山口県:山口大学医学部 霜仁会館
セーフティプロモーション 安心して生活できる地域づくりを目指して
~事故・犯罪・虐待のない社会~
辻 龍雄

第9回 平成27年12月12~13日 東京都:大妻女子大学
もう一度、安全・安心を問う~セーフティプロモーションの原点に立ち返って~
反町吉秀

第10回 平成28年12月10~11日 京都府:京都学園大学 太秦キャンパス
学会設立10年目、未来に向けて
木村 みさか

第11回 平成29年12月2~3日 埼玉県:東洋大学 朝霞キャンパス
暮らしの安全を考える 一改めてセーフティプロモーションとは?—
衛藤 隆(東京大学 名誉教授)

第12回 平成30年11月24～25日 山口県：山口大学医学部 霜仁会館

“ひきこもり”について考える

辻 龍雄

第13回 令和元年12月14～15日 大阪府：大阪信愛学院短期大学 鶴見キャンパス

安全・安楽・安心な暮らしを科学する

徳珍 温子

第14回 令和3年3月21日 オンライン開催

“with コロナ社会”をセーフティプロモーションから展望する

西岡 伸紀

第15回 令和3年12月11～12日 新潟県：新潟県立看護大学

災害に備えた市民協働のまちづくり

境原 三津夫

第16回 令和4年10月29～30日 北海道：酪農学園大学

人と動物の関係から安全を考える

須賀 朋子

第17回 令和6年1月27～28日 京都府：長岡京市中央生涯学習センター

リスクマネジメントの可能性

松野 敬子

第18回 令和6年8月3～4日 大阪府：大阪教育大学 学校安全推進センター

～命の安全と尊厳ある社会づくり～

後藤 健介

第19回 令和7年12月6～7日 東京都：東洋大学 赤羽台キャンパス

防災とセーフティプロモーション

衛藤 隆

日本セーフティプロモーション学会 第19回学術大会概要

(1) 大会名称：日本セーフティプロモーション学会 第19回学術大会

(2) メインテーマ：防災とセーフティプロモーション

(3) 開催期日：2025年12月6日（土），7日（日）

(4) 会 場：東洋大学赤羽台キャンパス
〒115-8650 東京都北区赤羽台1-7-11 HELSPO HUB-3

(5) 学術大会長：衛藤 隆（東京大学 名誉教授）

(6) 主 催：日本セーフティプロモーション学会

(7) 大会ホームページ：<https://jsspl9tokyo.wixsite.com/website>



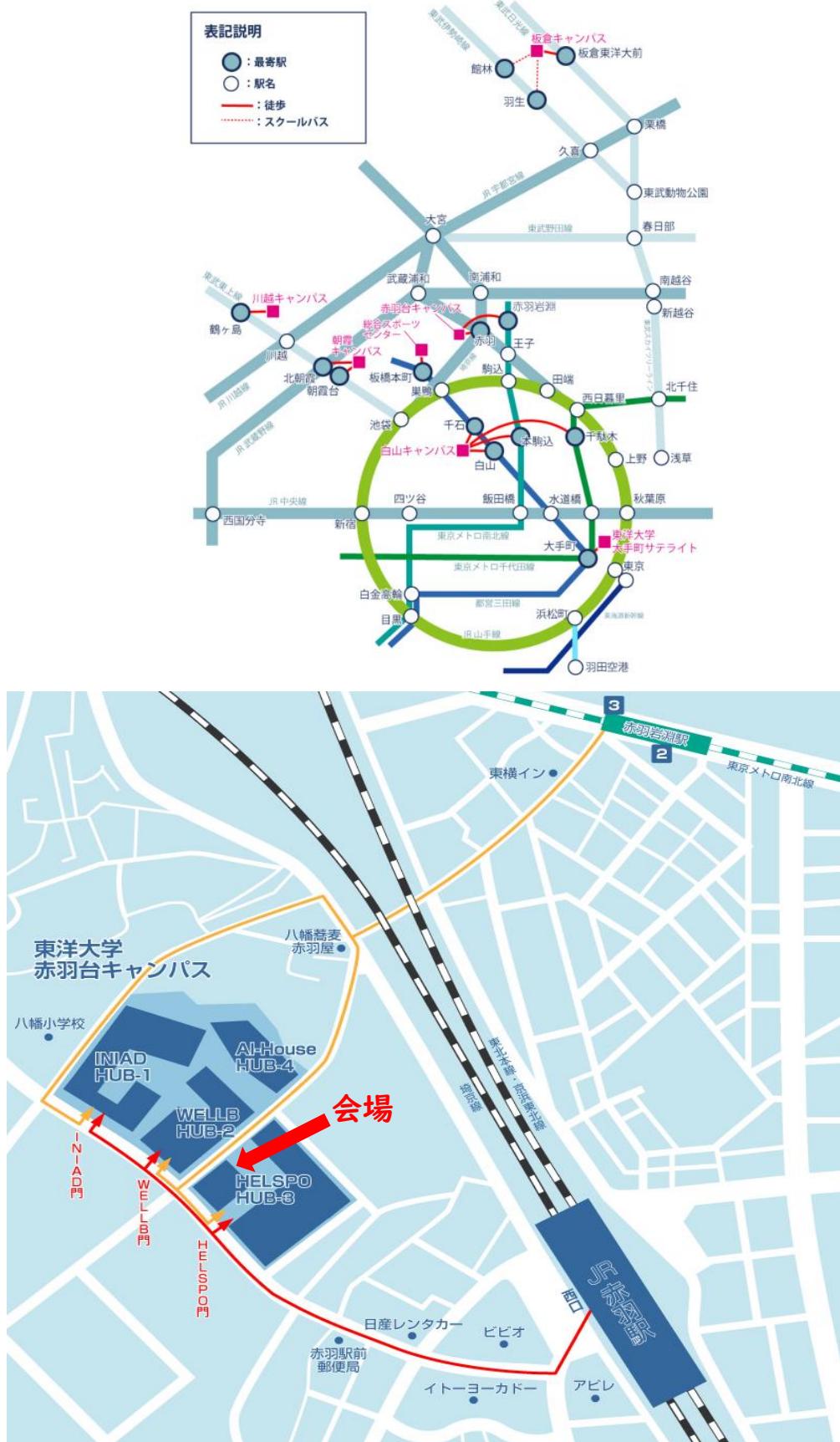
(8) 大会事務局：〒115-8650 東京都北区赤羽台1-7-11

東洋大学健康スポーツ科学部健康スポーツ科学科

担当：内山有子（事務局長）

E-mail : jsspl9th@gmail.com

交 通 案 内

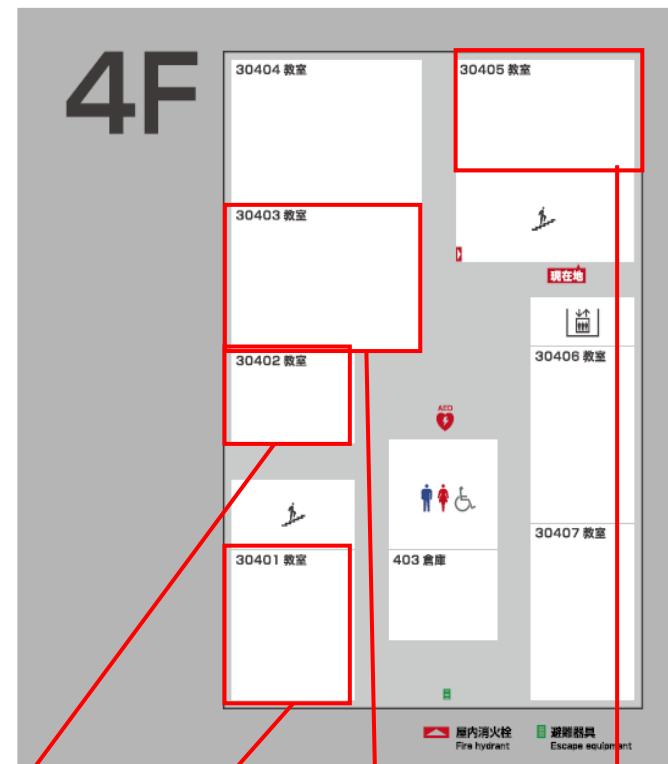
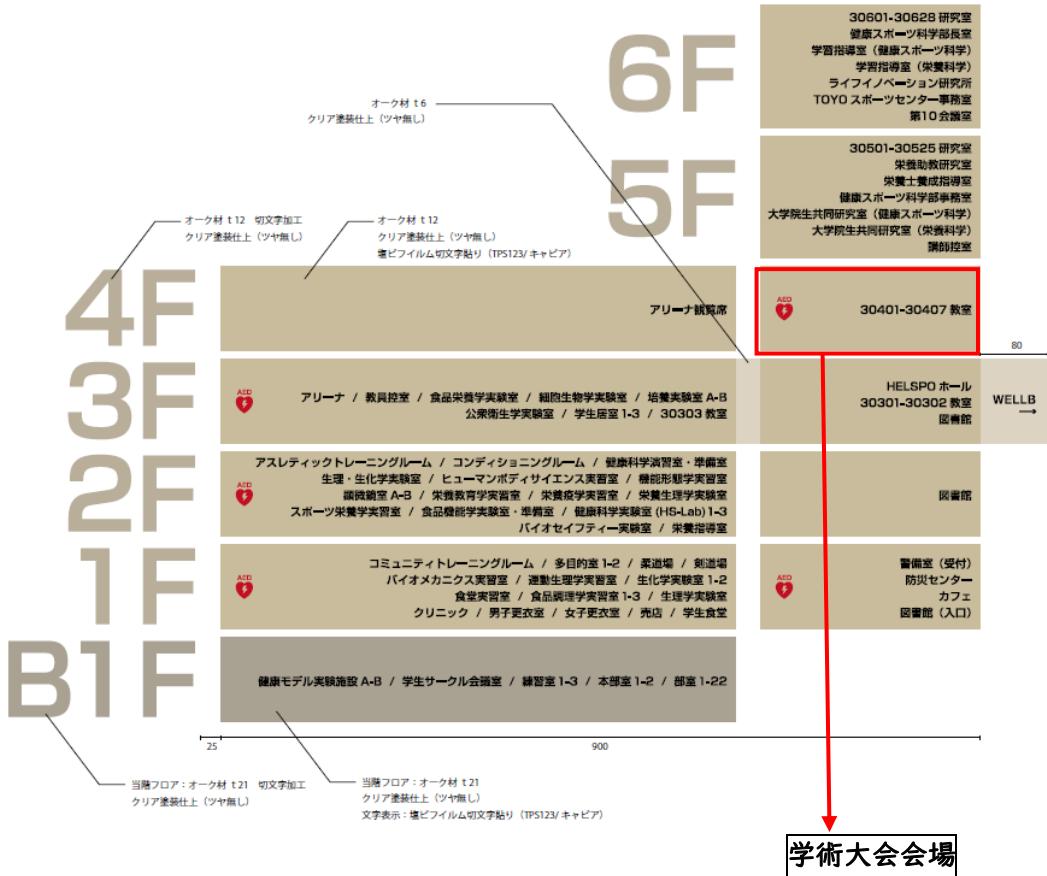


最寄駅：赤羽駅（JR 京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線）西口徒歩 8 分

赤羽岩淵駅（東京メトロ南北線／埼玉高速鉄道線）2番出口徒歩 12 分

会場案内

東洋大学赤羽台キャンパス HELSPO—HUB3 図書館棟4階 (HELSPO 門から入って左手の建物)



クローケー 本部・学生控室 受付・メイン会場 講師控室

学会運営について

【参加者の皆様へ】

1) 受付時間

日本セーフティプロモーション学会理事会は12月6日（土）12:00～13:30、学術大会受付は13:30～17:30、学会会員総会は16:30～17:30、12月7日（日）9:00～15:30の間、HELSP0-HUB3の4階30403教室メイン会場前にて受付を行います。特別講演、教育講演、一般演題の演者および座長の方はご担当日に「講演者・座長受付」へお声かけください。

2) 参加証

事前にGoogleフォームにて参加登録をされた方は、受付にて参加証と領収書をお渡しします。当日、参加申し込みをされる方は参加申込用紙に記入の上、受付にて参加費を支払い、参加証と領収書をお受け取りください。

3) 抄録集

本学術大会では事前参加登録者には抄録をPDFファイルでお送りします。各自でダウンロードしてして会場へご持参ください。また、印刷冊子は当日、会場でお渡しします。

当日参加申込を行う方は、受付時に印刷冊子をお渡しします。

4) 無線LAN

学術大会期間中は東洋大学のゲスト無線LANを使用することが出来ます。

5) 大会参加費

大会参加費は以下となっています。

会員 事前登録5,000円 当日登録6,000円

非会員 事前登録6,000円 当日登録7,000円

学生（大学院生・学部学生・高校生） 無料（参加申込が必要です）

6) 情報交換会

12月6日（土）情報交換会の参加費は以下となっています。

参加費：5,000円

会場：赤羽駅近くの飲食店を予定しています。会場は当日、お知らせします。

7) 昼食

HELSP0図書館棟1階にあるカフェをご利用いただけます（12月6日のみ10:00～16:00）。

また学内にセブンイレブンがあります（12月6日のみ8:00～17:00）。

大学周辺にはレストラン等が少ないため、昼食をご持参頂くか、赤羽駅までお戻りいただき昼食をお取りください。

8) クローク

クロークはHELSP04階30401教室に設置します。

12月6日（土）は11:30～17:30、12月7日（日）は9:00～15:30の時間帯でご利用いただけます。貴重品はお預かりできません。

9) 駐車場

東洋大学の駐車場は利用できませんので公共交通機関をご利用ください。

10) 学術大会本部

HELSP0 4 階 30401 教室にあります。

【一般演題発表者の方へ】

1) 発表時間

- ・発表時間 10 分、質疑応答 5 分（計 15 分）です。
- ・発表終了 1 分前（9 分）で 1 鈴、発表終了時（10 分）で 2 鈴、討論終了時（15 分）で 3 鈴鳴らして合図しますので、時間を厳守してください。

2) 発表媒体

- ・発表には PowerPoint、書画カメラを使用することができます。
(発表会場に設置されている PC は Windows ですので、Mac などを使用したい場合は各自で PC ご持参ください。HDMI ケーブルは設置されています。)
- ・発表データは USB または CD でご持参ください。12 月 7 日(日)の 10:40～10:50 の間に、会場に設置している PC のデスクトップにデータをダウンロードし、映像確認等を行ってください(データを事前提出する必要ありません)。
- ・データの保存名は「発表番号 演者氏名」としてください。

3) 次演者席

- ・発表会場では次演者席を用意しています。
- ・ご自身の発表の 1 演題前の発表が始まりましたら、次演者席にお座りください。

4) その他

- ・会場では座長の進行に従ってください。
- ・スライドの枚数に制限等はありませんが、発表時間を厳守した枚数でご作成ください。
- ・別途、配布資料等がある方は各自で事前に 30 部印刷し、ご自身での配布をお願いいたします。

【講演者・座長の方へ】

1) 受付

講演者および座長の方は、担当セッションの当日、講演者・座長受付にて受付をお済ませください。
打合せ等が必要な場合は講師控室（4 階 30405 教室）にて行ってください
また、担当セッションの開始時刻 10 分前までに会場へお入りください。

2) 進行について

セッション時の進行は座長の方に一任いたします。
時間内に終了するようご協力を願いいたします。

日本セーフティプロモーション学会
第19回学術大会 プログラム

2025年12月6日(土)・7日(日)

日本セーフティプロモーション学会 第19回学術大会 プログラム

*プログラムはすべてメイン会場 (HELSPO 図書館棟4階 30403 教室) で実施します。

【12月6日（土）】

12:00-13:30 理事会

14:00-14:05 開会式

大会長挨拶 (東京大学名誉教授 衛藤 隆)

14:05-15:00 大会長講演

「集合住宅における災害に備えた共助としての活動」

演者 衛藤 隆 (東京大学 名誉教授)

座長 市川政雄 (筑波大学大学院 教授)

15:10-16:20 特別講演①

「聞き書きマップの活用と市民生活」

演者 原田 豊 (立正大学データサイエンス学部 教授)

座長 西岡伸紀 (京都女子大学心理共生学部 教授)

16:30-17:30 会員総会

18:00 情報交換会

【12月7日（日）】

09:30-10:40 教育講演

「セーフティプロモーションの視点からみた自殺予防」

演者 反町吉秀 (青森県立保健大学健康科学部 教授)

座長 須賀朋子 (酪農学園大学食と健康学類 教授)

10:50-12:05 一般演題①

座長 辻 龍雄 ((特) 山口女性サポートネットワーク)

1. 持田いずみ (東邦大学医療センター大森病院)

「クリティカル領域における小児患者の意思決定支援」

2. 緒方彩花 (札幌済仁会リハビリテーション病院)

「小学校低学年の児童に多いケガと事故防止への支援—養護教諭のインタビュー調査から—」

3. 櫻井加奈 (桐生大学医療保健学部看護学科)

「車内置き去りによる乳幼児熱中症死亡事故—日本における現状と予防策—」

4. 村上佳司 (桃山学院大学)

「韓国におけるスクールバス運行の現状について」

5. 山崎雅史 (園田学園大学)

「小学校体育授業における器械運動領域の事故発生状況に関する研究」

13:00-14:15 一般演題②

座長 境原 三津夫 (桐生大学)

6. 松野敬子 (いんふあんと room さくらんぼ/神戸常盤大学子ども教育学部)

「公園遊具における年齢区分に関する一考察」

7. 須賀朋子 (酪農学園大学)

「獣医学学生、獣医保健看護学生への対人暴力と動物虐待の関連性の介入授業の試み」

8. 前澤唯月 (横浜市立大学医学部看護学科)

「精神疾患を有する母親への訪問支援における看護職の在り方」

9. 佐藤凜花 (横浜市立大学医学部看護学科)

「愛着に課題のある患者に対する精神科看護師の関わり」

10. 石附弘 (日本市民安全学会)

「熱力学第2法則からみた「防災とセーフティプロモーション」」

14:25-15:35 特別講演②

「災害から身を守る力とは」

演者 小澤光男 (関東学院大学法学部 非常勤講師)

座長 石附 弘 (日本市民安全学会 会長)

15:35-15:45 閉会式

抄 錄

大會長講演

特別講演①

教育講演

特別講演②

一般演題①

一般演題②

大会長講演

集合住宅における災害に備えた共助としての活動

演者：衛藤 隆
東京大学 名誉教授

プロフィール

1972年、東京大学医学部保健学科卒業。1976年、医学科卒業。医師国家試験合格
1976年～1977年 東京大学医学部附属病院にて臨床研修
1977年～1979年 静岡県厚生連遠州総合病院小児科医師
1979年～1981年 郵政省東京通信病院小児科医師
1981年～1986年 東京大学医学部附属病院 助手
1986年～1995年 国立公衆衛生院 乳幼児衛生室長、学校衛生室長、青少年保健室長
1995年～2010年 東京大学大学院教育学研究科身体教育学コース教授（健康教育学）
2010年 東京大学名誉教授
2010年～2015年 母子愛育会日本子ども家庭総合研究所 副所長、所長
(公財)日本学校保健会常務理事、日本セーフティプロモーション学会理事長

【大会長講演】

集合住宅における災害に備えた共助としての活動

衛藤 隆 (東京大学 名誉教授)

キーワード：大規模地震・マンション・被災生活

日本の様々な地域で、近い将来に大規模な地震災害に見舞われる確率が高いことが予想されていることは広く知られていることである。実際、これまでに地震や豪雨災害などの自然災害により人々の安全が脅かされてきた事実がある。これらの自然災害に備え人々はどのような取り組みをすべきなのか、鉄筋コンクリート造りの集合住宅に居住する人々を対象とした取り組みを例に取り上げ、セーフティプロモーションとしての意味付けを考えてみたい。

埼玉県南部、東京都に接する人口約8万4千人W市の11棟から成る民間団地の中の1棟において、管理組合役員を中心に取り組まれてきた防災を目途とした住民への啓発活動について紹介する。対象となる集合住宅の1棟は築41年を経過した15階建て鉄筋コンクリート造りの建物で、165世帯で構成されている(図1)。この建物は1981年の耐震基準を満たしており、震度6強から7程度の揺れでも倒壊しないことが想定されている。このため、地震時には基本的には住民を避難所に誘導せず、自宅における避難生活にて対応することが想定されている。団地全体の防災対策本部では、震度5弱以上の地震が発生した場合には直ちに災害対策本部が設置され活動を開始することとされている。本部に情報部、救出救護部、防火安全部が設置され、本部にて安全確認情報の整理がなされると共に、各棟では救出救護活動、初期消火活動、避難誘導活動がなされることとなっている。安否確認等がなされた後、基本的には住民は各自の自宅で被災生活に入る。震度5強の地震で上水道の供給は停止され、排水は禁止される。エレベーターの使用も停止となる。このような事態が予想されるため、日頃から飲料水、食料、排泄物処理対策、ごみの保管対策等の備えが必要となる(図2)。このような事態に備えるため、年に1回、棟の階段毎の住民を対象とした「たて列懇親会」を実施してきた。当初は文字通りの知り合うことを目的とした懇親の場であったが、2023年から防災をテーマとした講義と懇談の形式をとり、震災時の自助や共助についての理解を深める活動を行ってきた。

団地住民の高齢化が進み、一人暮らし世帯も増え、要支援者の住民も存在している。本講演で取り上げている対象の棟では棟委員会の下に防災班と見守り・支え合い班を組織しており、年に1回住民対象に支援の必要性や困りごとなどについて質問紙調査を行い棟委員長が取りまとめている。個人のプライバシーを尊重しつつ、日頃から住民相互のゆるやかなつながりを形成し、災害時に住民が自ら被災生活を助け合いながら行うことが出来るような取り組みを続けている姿がある(図1)。

自然災害を主題としたセーフティプロモーションのあり方のモデルは十分に示されていないが、科学的根拠に基づく自然災害の理解の促進と、災害時の自助を主体とした取り組みと、それを事前に支援する棟レベル、団地レベル、自治体レベルの取り組みがプロトタイプとしてのセーフティプロモーションになっているのではないかと考え、紹介した。

図1 防災と安全・安心にかかる棟の組織



165世帯の棟全容

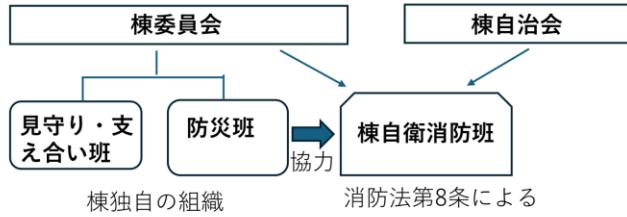


図2 集合住宅の被災生活への備えの例

3 災害時のキッチン

災害後1週間程度を乗り切るための食程備蓄をしましょう。

災害時には食料や水などの生活物資が不足で、少し時間がかかります。各家庭で1週間程度を乗り切るような準備をしておきましょう。

冷蔵庫や高い棚のものもあわせて、食べる順番を工夫し、1週間を乗り切りましょう。

1週間を乗り切る如意

1～3日目 4～7日目

「ローリングストック」で備蓄した非常食を食べる

冷蔵庫・冷凍庫にあるものを食べる
冷蔵庫や高い棚のものもあわせて、食べる順番を工夫する。
高い棚はしごく。

おすすめの非常食

乾燥食 食材を水で溶かして、そのままかき混ぜたり、ご飯と一緒に温めたりする。また、おにぎりや干し芋やおにぎりなどができる。

フリーズドライ食品 フリーズドライ食品の中でも、おにぎりやおにぎりの具などができる。

缶詰 できるだけ缶詰を買っておきましょう。でも、やわらかくすれば、小さくしておきやすくなります。

ガゼットコンロ ガゼットボンベ 美味しい食事の必需品。ボンベ1本で約60分使用できます。

ストックしておく飲料水

1日1人3リットル、最低3日分。できれば7日分を用意しておこう。
1人1日 3L × 3日 = 9L
7日 = 63L

4 災害時のトイレ

災害時のトイレに困らないよう、携帯トイレを備えておきましょう。

過去の地震では、上下水道に被害が生じるなどして、1ヶ月以上も宅内のトイレが使えないこともあります。上下水道が復旧するまでの間や、避難所などに宿泊トイレが設置されるまでの間は、携帯トイレを使いましょう。長期に備え、多めに準備できること安心です。

携帯トイレを選ぶコツ・使うコツ

1. 地震で下水道が被害を受け、トイレが使えない場合。
2. お出でで、お出でで、お出でで。
3. つまつたり、汚水が溜まってしまった場合。
4. 水洗トイレの使えない時は、手洗いトイレ。

使うコップ

手洗い用(450ml程度)を携帯に持つ。そのままから、専用トイレを設置。専用トイレで洗い、専用トイレで口を洗う。専用トイレで洗い、専用トイレで口を洗う。

備えておく携帯トイレの量

4人家族の場合……
約140枚必要
トイレは1人1日1回で使用して、家族4人で7日間は使用します。
1日1枚を何回か使うと節約することができます。
参考：1日1枚あたりの容量は、1人で200ml～400ml、高齢者で100～150ml(商品の吸収力を確認してから使いましょう)。

使用済み携帯トイレの処理方法

密封できる容器
袋貯蔵
袋外用
吸収ボックス
フタつきの袋
ゴミ箱

生活ゴミが収納されるまで密封できる容器に保管しておく

資料：和光市 防災ガイド&ハザードマップ
2025年3月発行、企画・編集：和光市危機管理室

特別講演①

『聞き書きマップ』の活用と市民生活

演者：原田 豊

立正大学データサイエンス学部 教授

プロフィール

1979年3月 東京大学文学部社会学専修課程卒業

4月 科学警察研究所に入所

1986年8月～1988年8月 フルブライト奨学金によりペンシルベニア大学大学院に留学

2000年8月 ペンシルベニア大学より博士号 (Ph.D. in Criminology) を取得

2019年4月 立正大学法学部教授

2021年4月から現職。

先進的手法による実証的犯罪研究に取り組むとともに、防犯まちあるき支援ツール『聞き書きマップ』などを通じて研究成果の市民への還元に努める。

【特別講演①】

『聞き書きマップ』の活用と市民生活

原田 豊 (立正大学データサイエンス学部 教授)

キーワード:『聞き書きマップ』・オープンソース・持続可能性

はじめに

『聞き書きマップ』は、われわれが先行研究で開発した簡便な地図づくりソフトウェアである(原田ほか 2011)。当初は地域の自主防犯ボランティアなどの活動の支援を目的に作成したものであるが、その後、小学校での安全教育などへの応用も進めてきた(原田 2018)。本報告では、現時点までの『聞き書きマップ』の改良状況と市民主体の活動への応用事例について紹介し、今日の情報技術を草の根の市民生活の現場に「実装」することの意義と課題について論ずる。

スマートフォン版と「QGIS プラグイン版」の開発

初期の『聞き書きマップ』は、現場のユーザへの経済的負担を最小限に抑えるため、市販の安価なデジタルカメラ・GPS受信機・ICレコーダーの3つを組み合わせて使う方式を採用していた。しかし、その後のスマートフォンの急速な普及と高性能化を受けて、2017年から2018年にかけて、Android版・iPhone版を順次開発してそれぞれのアプリストアで無償公開し、現在ではこれらのスマートフォンを現地でのデータの記録に用いることが標準的な運用方法になっている。

これにも増して大きな変革は、パソコン版『聞き書きマップ』の土台となるGISソフトウェアを当初の”ArcGIS Explorer”からオープンソースの汎用GISである”QGIS”に切り替え、その「プラグイン」(機能追加プログラム)として全面的に書き直したことである。この作業は、開発業者への委託ではなく、すべて自力で実施している。これにより、現在の『聞き書きマップ』は、開発当初の目標であった「エンドユーザーには無償で」届けることに加え、「開発側にとっても無償で」改良し続けられる、真に「持続可能な」ソフトウェアへと成長したと言える。

多様な実践の現場への導入

スマートフォン版・QGIS プラグイン版の開発によって、『聞き書きマップ』の使い勝手は以前より大きく向上している。そのため、市民が主体となって実施されているさまざまな現場で、無理なく使っていただくことが可能になった。その一例が、私自身の自宅の地元自治会での活動への応用である。同自治会では、2023年11月に自主防犯パトロール隊を結成したことを機に、2~3カ月に1回のペースで自治会区域内の安全点検パトロールを実施しているが、このパトロールを毎回『聞き書きマップ』で記録し、その要約を「安全点検パトロール結果地図」として参加者に配布する取り組みを続けている。また、2024年12月からは、自治会予算で購入し自治会区域内の各所に設置している消火器の現状点検を、このパトロールの一環として実施している。その結果、2025年1月19日のパトロールのなかで、全部で約60台設置されている消火器のうち1台がいつの間にか紛失していることが判明し、設置業者との交渉により約1カ月で新品が再設置されて、地域の市民生活にとっての潜在的脅威の早期発見と対策実施が実現し、その成果を地域の「問題解決マップ」として「見える化」することができた。

また、2025年11月9日には、同自治会の会長の発案により、災害時などに玄関先などに掲示して無事を知らせる「無事ですタオル」の掲示訓練が実施され、その確認作業を自治会内に76ある班の班長さんに行っていただくために、各班長さんの自宅の周囲80メートルが表示された地図をQGISの地図作成機能により

作成・印刷し、これに鉛筆などで確認結果を記入していただくという形での運用が実現した。このデータは現在 QGIS への入力作業を実施中であり、近日中に結果を取りまとめて自治会員に還元できる見込みである。さらに、2025 年 11 月 22 日には、市内の民生委員・児童委員の方々とともに、管轄区域を 6 つの班で分担して歩き、その過程で気づいたことなどを市が試作中の Web アプリに登録する活動に同行させていただき、『聞き書きマップ』で記録したデータを事後的に市の Web アプリに登録できる機能の実装を試みている。

音声自動認識機能と多言語・多地域対応機能の実装

さまざまな現場での実地運用と並行して、QGIS プラグイン版『聞き書きマップ』に新たな機能を実装する取り組みも進めている。その一つが音声認識機能である。

『聞き書きマップ』は、元来、屋外での活動を記録するために使うものであるから、これにより録音された音声データには、屋外の多種多様な雑音が含まれている。そのため、「音声の自動認識ができないのか」との要望は以前からいたっていたものの、実用に耐える音声自動認識機能の実装は難しいのではないかと考えていた。しかし、2022 年秋に OpenAI 社から公開された音声自動認識エンジン“Whisper” (Radford, et al 2022) が、こうした屋外の雑音に対する頑健性が高いとの評判を聞き、これによる音声地頭認識機能の実装を進めている。本稿執筆時点では、自分の担当するゼミナールの学生とともに、連続録音した音声データから写真の撮影時刻前後の部分だけを切り出して Whisper による音声認識を実施し、それにより得られたテキストを『聞き書きマップ』の操作画面の「メモ欄」に表示する機能の実装などに取り組んでいる。

もう一つの取り組みは、『聞き書きマップ』の多言語・多地域対応化である。本稿執筆時点までに、Android 版『聞き書きマップ』に英語版の機能を試験実装中であり、QGIS プラグイン版についても、QGIS 本体の言語・地域設定と連動する形で『聞き書きマップ』の操作画面の表示が英語などに切り替わり、各地の時差も自動的に補正される機能が試験実装できており、現在、海外の学会などに参加する機会に現地で実際にデータを取って機能検証を進めている。

考察

パソコン版『聞き書きマップ』を最初に公開してから、まもなく 15 年になる。この間のさまざまな糾余曲折を顧みると、われわれが目指してきた研究成果の「社会実装」という課題が、一筋縄では行かない大仕事であることを、あらためて感じざるを得ない。

その一方で、今日の情報技術の世界的トレンドである「オープンソース」・「オープンデータ」化への流れは、『聞き書きマップ』のような草の根の現場向けの情報ツールにとって、まさに福音であると思われる。このトレンドの成果を貪欲に取り入れ、自分たちのめざすツール作りに活用していくことにより、15 年前には夢物語でしかなかった、市民の・市民による・市民のための情報ツールづくりを、文字どおり持続可能な形で進めていけるという、確かな見通しが得られたと考えている。

今後は、現在まだ試験開発段階である QGIS プラグイン版『聞き書きマップ』の内容をさらにブラッシュアップし、あらゆる現場で安定して稼働する「実用品」にまで鍛え上げて、QGIS の公式プラグインリポジトリなどで、世界の市民に向けて広く公開することが課題である。

文献

Alec Radford, Jong Wook Kim, Tao Xu, Greg Brockman, Christine McLeavey and Ilya Sutskever, 2022, Robust Speech Recognition via Large-Scale Weak Supervision, Last accessed: 2023//01/21.

原田 豊, 2018, 「『聞き書きマップ』の小学校での安全教育への応用」『日本セーフティプロモーション学会誌』 11(1): 4-11.

原田 豊・菊池 城治・荒井 崇史・雨宮 譲・今井 修・井上 佳昭・広原 隆, 2011, 「流し録り音声による野外調査記録作成支援ソフトウェアの開発」, 『一般社団法人地理情報システム学会講演論文集 CD-ROM』 20.

教育講演

セーフティプロモーションの視点からみた自殺予防

演者：反町 吉秀

青森県立保健大学健康科学部 健康科学総合教育部門

同大学院健康科学研究科 教授

社会的包摂・セーフティプロモーション研究室 部門長

プロフィール

京都府立医科大学卒。同大学院医学研究科博士課程修了（医学博士）。東京都監察医務院医師、母校法医学教室講師等（在任中、カロリンスカ医科大学公衆衛生学部客員研究員）を歴任。青森県庁健康福祉部副参事、上十三保健所長等を歴任。2016年4月より自殺総合対策推進センター地域連携推進室長。2018年4月より青森県立保健大学教授。2020年4月より（一社）いのち支える自殺対策推進センター兼務。

【教育講演】

セーフティプロモーションの視点からみた自殺総合対策

そりまち よしひで
反町 吉秀（青森県立保健大学 社会的包摶・セーフティプロモーション研究室）

キーワード：セーフティプロモーション・自殺対策基本法・自殺総合対策

セーフティプロモーションの視点から捉えられる自殺総合対策

日本における自殺総合対策（自殺予防と遺族支援を含む）は、国レベル並びに地域レベルのいずれにおいても、セーフティプロモーションの視点から捉えることができる。

国レベルの自殺総合対策の柱となっている自殺対策基本法は、「誰もが自殺に追い込まれない社会」を目指すことをその目的としている。したがって、すべての人々が一定レベル以上の safety を手に入れることを基本的人権とし、そのような社会や環境づくりの必要性を訴えたストックホルム マニフェスト（1989年）の理念と重なっている。また、自殺対策基本法においては、自殺対策は、メンタルヘルス対策だけでなく社会的な取り組みを含めた総合対策として行われ、政府、企業、民間団体、市民による多機関協働により行われるべきとされている。また、自殺対策基本法にはその効果検証の仕組みが設定されている。

また、2016年に改正された自殺対策基本法により、すべての自治体（都道府県及び市区町村）に地域自殺対策計画策定が義務付けられた。そのために厚生労働省が作成した自殺対策計画策定の手引きにより勧奨された自殺対策計画のあり方には、セーフコミュニティの認証指標との相同意識が認められる。すなわち、自殺対策計画に基づく地域における自殺総合対策は、セーフコミュニティ活動と構造的な共通性が認められるのである。以上が、日本における自殺総合対策をセーフティプロモーションの視点として捉えることができる点についての大まかな説明である。

日本における自殺総合対策の経緯

次に、日本における具体的な自殺総合対策の経緯と現状について解説する。

最初に、自殺対策基本法（2006年）制定以前に始まった北東北、特に青森県における地域づくり型自殺予防の展開について述べる。次いで、日本における自殺対策基本法制定の経緯と自殺総合対策の理念について説明する。更に、その理念に基づく自殺総合対策を体現した東京都足立区における自殺対策について解説する。

自殺という現象を理解した上で対策

効果的な自殺予防を考えるために必要となる自殺に対する理解を深めるため、そもそも、なぜ、人は自殺に追い込まれるのかについて、ジョイナーによる自殺の対人関係論に基づいて考察する。次いで、24時間何でも相談フリーダイアルであるよりそいホットラインの実践からみえてきた相談者の生きづらさ、援助希求の困難さ、そして伴走型支援による自殺の危機介入の在り方について考察する。

コロナ禍での自殺と自殺対策、そして今後の展望

コロナ禍における生活困窮に伴う自殺リスクの拡大とそれに対する政策的対応について述べる。

最後に、生きづらさを抱える人を支える地域づくりとしての自殺対策について触ることで、本講演を締めくくる。

特別講演②

災害から身を守る力とは

演者：小澤 光男

関東学院大学法学部地域創生学科 非常勤講師

プロフィール

昭和 30 年 神奈川県横須賀市出身

昭和 52 年 横須賀市消防局入庁

平成 17 年 横須賀市役所出向 初代市民安全課長（現 危機管理課長）就任

平成 23 年 横須賀市消防局消防救急課長等を経て平成 28 年に定年退職。

平成 30 年 関東学院大学法学部地域創生学科非常勤講師として採用される。

「消防の理論と実践」科目を担当。

専門は、消防・防災・危機管理・国民保護

日本市民安全学会理事として平成 20 年から活動する。

【特別講演②】

災害から身を守る力とは

小澤 光男（関東学院大学法学部地域創生学科 非常勤講師）

キーワード：最悪の想定・大災害の教訓・自助・互（近）助

最悪の想定。（歴史は繰り返す・・それも姿を変えて）

今から 322 年前の元禄 16 年（1703 年）12 月 31 日（旧暦 11 月 23 日）の深夜 0 時頃、今の東京都、千葉県、神奈川県一帯を襲った「元禄地震」。震源は房総半島南方沖・相模トラフとされ、最大深度 7 相当、房総半島南部で 4 m 以上の隆起や 10m を超える大津波が発生し、死者 1 万人を超す大災害であった。

その 4 年後の宝永 4 年（1707 年）10 月 28 日（旧暦 10 月 4 日）14 時頃、南海トラフの大地震

である最大震度 7 相当の「宝永地震」が発生する。震源は遠州灘～四国沖とされ、海岸部では四国土佐で最大 25m を超す大津波が襲来し、近畿・大阪を中心に死者 2 万人を超す大災害であった。

その 49 日後には、富士山が噴火し江戸にまで火山灰が襲い、2 週間程度降灰が断続的に発生した。

首都圏直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火…これらの事態が連続して、若しくはほぼ同時に発生したら…それに加えて、超大型の台風が襲来し、おまけに他国からの攻撃が！

国においてもそれぞれの事態対処計画はできているが、同時多発した際の対処計画はできているのだろうか。その時は、国や自治体、国民一人ひとりが「できることをやる」しかない！

過去に起きた大災害からの教訓

日本列島はその成り立ちから、火山活動や地殻変動、大地震等により今の列島の形状が出来上がったものである。多くの先人は、未曾有の事態にも挫けず、沢山の犠牲を払いながらも、幾多の困難を乗り越え、他人者と助け合いながら現在の豊かで先進的な国を形成してきたことに心から敬服する。

近年において、昭和の戦争による被害や混乱期を除き、今から 102 年前に発生し首都を壊滅させた関東大震災、近代都市を直撃した阪神・淡路大震災、1000 年に一度と言われる大津波の被害を受けた東日本大震災等、大災害からの教訓から得られる知見は多くある。

宮地美陽子氏が著した「首都防衛」という書籍がある。この書籍の中に「大災害からの教訓」が簡潔にまとめられていたので紹介したい。

- ① 初動の遅れ ② 空き地で「3 万 8 千人」焼死 ③ 避難者が全国へ ④ 命をつなぐ隙間
- ⑤ 安全神話の崩壊 ⑥ 消火・救出に向かえない消防 ⑦ 誰が高齢者を助けるのか
- ⑧ 消防団員を守れ ⑨ 子供をいかに守るか ⑩ 被災者を支えるボランティア

講義の中で、それぞれの課題等について簡潔に述べるが、これが正解だという解決策はないと思う。

災害対策基本法において、第一義的な防災責任は「基礎的自治体=災害発生地の市町村」にあるとなっている。近年の広域的な大規模・複合災害や自治体の機能が一時的に喪失する事態において、果たして、被災した住民一人ひとりの安全が保たれるのかといった不安もある。

運よく地震や津波から難を避けることができ避難所に逃れてきたとしても、公的機関が直ちに救援や復旧に来られるわけではない。公的機関の救援体制が確立するまで、最低限 3 日分の水や食料、毛布、トイレの確保は自らが準備し、近隣の助け合いで生き延びるしか方策はないと思う。逆に、国や自治体は、4 日目には必ず救援物資が届くという保障を確立すれば、被災者はそれを目標として頑張れると思う。災害対策基本法には、「遅滞なく救援・・・」という言葉があるが、現実に東日本大震災時においても、救援の目途が立たないがために、隣保共助の体制にひびかはといったという事例も発生している。

災害から身を守る力

消防の任務に人命救助がある。燃え盛る炎や猛煙の中に取り残された人を救出する場面や、崩落等で二次被害の恐れのある現場での救出等、過酷な条件のなかで対峙しなければならない場面は数多くある。その際に「事に望んでは、わが身の危険を顧みず…」では決してない、と言い聞かせていた。「自分の命を守れない者は、仲間の命を守れない」「仲間の命を守れない者は

他人の命は救えない」を指針としていたのである。「自分の命は自分で守る」が基本である。

次に掲げるポイントや鉄則は私なりにまとめたもので絶対なものではないが、機会があるたびに示してきたことである。重なる項目もあるが参考として頂ければ幸いである。

「危険から身を守るためのポイント」

①「最悪を想定し、楽観的に対処する」

常に最悪の事態を想定し、危険から目をそらさない。そして、起きてしまったことは、前向きに行動する。

②「自分の感性や判断を大事にする」

他人をあてにしないで、自らの判断で率先して避難する。

③「治にいて乱を忘れず」

住宅の耐震化や家具の固定、ローリングストックによる水・食料の備蓄（一週間分）

④「自力で避難できる足腰を鍛える」

散歩やハイキングなどの有酸素運動が効果的。家の中でもできるスクワット。

⑤「和食文化を大切にして健康維持」

ま・ご・(に)・は (わ)・や・さ・し・い

⑥「出かけるときの4点セットを忘れずに」

ペットボトル（水）、笛、携帯ラジオ、濡れティッシュ

「身近な危機管理の鉄則」

①命が一番大事（人生は二度ない！）

②君子危うきに近寄らず（危ないところにはいかない！）

③率先して避難（誰かが逃げてからでは遅い！）

④想定外を想定する（ありえないことも起きる世の中！）

⑤事故の分析・検証を（次は気をつけようだけではまた繰り返す！）

⑥悲観的に考え樂観的に対処する（起きてしまったことはあきらめる！）

⑦損害賠償に備える（保険に加入しておく！）

自助・互（近）助の心構え

本来安全であるべき住宅から自分や家族の命を守るために、「住宅の耐震化や家具の固定」、身体や精神の健康維持のための「うがい・手洗い・お笑い」は重要である。このことによって、まず「自分や家族の身を守る」ことをしてほしい。

次に、助けられる関係づくりである。非常事態ではどうしても近隣の手助けが必要である。

積極的に町内活動に参加し、顔の見える関係・あいさつのできる関係づくりも重要である。

今から322年前に発生した自然災害の3連動が同時に発生し、さらに他国からのミサイル攻撃や超大型台風の襲来がほぼ同時期に発生したら・・・想定はしたくはないが、現実として起こりえる事態である。この列島に住む宿命として、国や自治体、国民一人ひとりも「できることをやる」しかないものである。

最後に、第7代東京市長 後藤新平氏が好んで使ったという言葉を紹介する。

「人のお世話をならぬよう 人のお世話をするよう そして報いを求めぬよう」 以上

一般演題①

【発表番号 01】

クリティカル領域における小児患者の意思決定支援

○持田いずみ¹⁾, 牧田靖子²⁾

1) 東邦大学医療センター大森病院, 2) 札幌市立大学

I. 背景

成長発達過程にある子どもは意思表出が難しく、特にクリティカルな場面では意思を適切に汲み取ることが一層困難となり、痛みの過小評価など不利益が生じるリスクが高いため、子どもの意思決定を尊重した関わりは医療安全の観点からも重要である。

重度発達障害のため意思表示が困難な患児を担当し、母親が代理意思決定を行っていた事例から、子ども自身の意思決定支援のあり方を明らかにしたいと考えた。

II. 目的

クリティカル領域における小児患者の意思決定を尊重する看護を明らかにする。

III. 研究方法

研究デザインは質的記述的研究とした。5年以上クリティカル領域に勤務し、小児の担当経験がある小児看護専門看護師（以下小児 CNS）・小児救急看護認定看護師（以下小児看護 CN）とした。2024年7月～9月に対面とWEBを使用し、半構造化面接を行った。インタビューデータより逐語録を作成し、内容分析の手法で類型化した。

IV. 結果

小児 CNS 1名、小児看護 CN 3名を対象とし、看護師経験年数の平均は25.5年であった。分析の結果、コード数63、サブカテゴリ7、カテゴリは2つを抽出した。以下、カテゴリを【】、サブカテゴリを〈〉で表に示す。

【子どもの全体像を迅速に捉える】ために、小児 CNS、小児 CN は、〈子どもを理解するための客観的情報〉と〈子どもの様子から意思を汲み取る〉総合的視点からアセスメントを行っていた。また、【子どもの最善の利益を考える】ために、限られた時間の中で〈成長過程に合わせた関係性の構築〉に努め、〈子どもの主体性を尊重〉し、〈発達・緊急度に合わせた援助〉が行われていた。また、親が最善な判断が行えるよう〈親への意思決定支援〉を行っていた。小児看護の専門性をもたないスタッフも多く、〈スタッフ教育を通した子どもへの意思決定支援〉の必要が示された。

V. 考察

クリティカル領域において意思表出が難しい子どもの反応を、客観的情報と観察から総合的に捉えることは、【子どもの全体像を迅速に捉える】上で重要である。また、緊急な場面においても、子どもの主体性を尊重し、短時間でも信頼関係を形成することが安全で質の高いケアに繋がることが明らかとなった。

親が代理意思決定者となる場面が多いため、丁寧な説明と心理的支援を行う〈親への意思決定支援〉は治療方針の妥当性、親の心理的安定の確保のため不可欠である。また、小児看護の専門性の差は安全の格差に直結する可能性があり、〈スタッフ教育を通した子どもへの意思決定支援〉を組織的に推進していく必要がある。

VI. 結論

クリティカル領域における小児患者の意思決定を尊重するために【子どもの全体像を迅速に捉える】こと、【子どもの最善の利益を考える】看護の重要性と、小児の専門性を高める〈スタッフ教育を通した子どもへの意思決定支援〉の必要性が示唆された。

【発表番号 02】

小学校低学年の児童に多いケガと事故防止への支援—養護教諭のインタビュー調査から—

○緒方彩花¹⁾, 牧田靖子²⁾

1) 札幌渓仁会リハビリテーション病院, 2) 札幌市立大学看護学部小児看護学領域

【背景】

5歳児以降は海や川、学校など家庭外での事故の割合が増加し、小学校低学年の児童が危険行動をとる要因には、急いでいた、その行動に興味・関心があった等が報告されている。さらに危険性を認識しても自分の欲求を満たす気持ちが勝り危険行動を起こすことが指摘された。幼児期から学童期へと環境が変化する小学校低学年の時期に事故防止への支援が重要であると考えた。

【目的】

本研究は小学校低学年の児童に多いケガの現状と、効果的な事故防止への支援を明らかにすることを目的とした。

【方法】

A市内の小学校において5年以上の勤務経験がある養護教諭を対象に対面で半構造化面接を行った。2024年度札幌市立大学看護学部卒業研究特別倫理審査の承認を受けて実施した。

【結果】

対象者は4名、平均所要時間は32分であった。逐語録より242コード、21サブカテゴリ、9カテゴリを抽出した。以下カテゴリを『』、サブカテゴリを<>で示す。

『学年特有のケガ』は1年生に〈登下校中のケガ〉が多く、2、3年生になると〈運動中の突き指、捻挫〉が増加した。『低学年全体の児童に多いケガ』は〈転倒や衝突による打撲、擦り傷、さかむけ〉で運動会の練習や夏休み明けに増加する傾向にあった。ケガの他に〈心の体調不良〉で来室する児童が多かった。

ケガの要因は『発達の特徴』と『経験不足』であった。1年生は〈身体発達の未熟性〉や〈環境の不慣れ〉、走り出したくなる〈衝動性〉、2、3年生は〈運動経験不足〉、怒りを抑えられない〈衝動性〉が要因となった。

『転倒や衝突によるケガの多い低学年の児童への支援』は〈教員による注意喚起、見守り、指導〉、〈校内点検や整理整頓の環境整備〉、〈保護者指導〉、〈教材や授業計画の工夫〉、〈安全教育〉で構成された。さらに養護教諭は『児童自ら危険を回避するための支援』として〈危険予知能力を育てる〉、〈対処方法を教える〉、〈運動に慣れさせる〉支援をしていた。

【考察】

1年生は〈身体発達の未熟性〉があり通学路に不慣れな中、楽しくなって走る〈衝動性〉が加わり登下校中のケガが増加したと考えられる。養護教諭は児童の学習能力や発達段階に合わせて、児童が自身のケガを振り返り行動を分析できるように支援していた。危険認知が未熟であっても低学年から支援を繰り返すことで、ケガの再発防止に効果があると考える。コロナ禍で外遊びを通して身体の使い方を身につける機会が減少したことが、ケガが起きたやすくなった背景にあった。幼少期から日常的に運動する機会を与え、運動経験を養う支援が必要である。

【結論】

小学校低学年の児童に効果的な事故防止の支援は、教員による注意喚起、環境整備、教材工夫、保護者指導、安全教育、児童の危険予知・回避能力を養う支援であった。児童の思考や行動を予測し学習能力や発達段階に合わせた支援の必要性が示唆された。

【発表番号 03】

車内置き去りによる乳幼児熱中症死亡事故－日本における現状と予防策－

○櫻井加奈，境原三津夫
桐生大学医療保健学部看護学科

【背景】

わが国における熱中症の死者数は、2018年以降は2021年を除いて1,000人を超えており、このような中、乳幼児の熱中症による死亡が毎年のように発生している。特に自動車内に乳幼児が置き去りにされて、熱中症で死亡するという事故が後を絶たない。乳幼児の場合、熱中症の発症を回避する行動を自らとることができないため、その予防には親を含めた大人の関与が重要である。

【目的】

0～4歳の乳幼児における車内置き去り熱中症死亡事故について、新聞記事のデータベースを用いて事例を抽出し、現状を把握する。また、車内置き去りの原因を「不注意」によるものと「意図的」なものに分類し、その予防策について検討する。

【方法】

2011年から2023年の13年間において、車内置き去りに起因する乳幼児(0～4歳)の熱中症死亡事故を新聞記事のデータベースを用いて抽出した。データベースは、読売新聞のデータベース「ヨミダス」及び朝日新聞のデータベース「朝日新聞クロスサーチ」を用いた。検索ワードは「乳幼児」「熱中症」及び「車内置き去り」「車内放置」とした。

【結果】

車内置き去りに起因する乳幼児の熱中症死亡は15例であった。置き去りの理由としては、「不注意」が8例で、「意図的」が7例であった。「不注意」事例では、保育園へ子どもを届けるのを忘れて自動車内に放置したものが5例あった。送迎者の内訳は父親が4例、祖母が1例であった。他に自宅での降ろし忘れが2例、大型商業施設が1例であった。「意図的」事例では、親の立ち寄り先はパチンコ店4例、飲食店1例、知人宅1例、自宅1例であった。

【考察】

「意図的」事例の予防には啓発活動が有効であるが、「不注意」事例ではこれに加えて、置き去りを検知して知らせるセンサーなどのヒューマンエラーを補完するデバイスのサポートが必要である。2019年頃よりチャイルドシートに装着する「車内置き去り警報装置」が開発され、イタリアでは世界に先駆けて、乳幼児の保護者を対象に設置が義務化された。わが国では2019年より各自動車メーカーが「後席置き忘れ警報装置」(リアシートリマインダー)を一部の車種に標準装備するようになった。リアシートリマインダーは元々、後部座席の荷物の置き忘れを警告するデバイスとして開発されたものであるが、チャイルドシートの子どもの置き去り予防としても有用であることがわかり、現在では両者の機能を備えたデバイスとして活用されている。リアシートリマインダーにおける「子どもの置き去り予防」としての社会的認知度を高めていくことが、事故予防につながると考える。

【発表番号 04】

韓国におけるスクールバス運行の現状について

○村上佳司¹⁾, 木宮敬信²⁾, 斎藤利之³⁾

1) 桃山学院大学, 2) 常葉大学, 3) 全日本知的障がい者スポーツ協会

1. 緒言

日本では、令和3年9月に発生した送迎バス園児置き去り事故を契機とし、運転手と同乗者による乗降確認と置き去り防止装置の設置が義務化される等、送迎バスの安全性は徐々に高まっている。一方、韓国では過去における同様の置き去り死亡事故をきっかけに、シートベルトの設置義務化や運転手や同乗者の研修制度の導入、バス仕様の統一化等、様々な安全対策が行われている。

2. 方法

幼稚園送迎バス安全性の更なる向上のため、先進国である韓国での取り組みを正確に把握する目的で、令和7年7月に韓国道路交通公団交通安全教育センター教育運営所を訪問し、スクールバスの安全管理や安全教育等の現状について半構造化面接を行い、具体的な関連資料等を直接収集した。

3. 結果、考察

半構造化面接および関連資料等の収集・整理によって、スクールバス運行における韓国と日本の相違点等が明らかとなった。以下、主な点についてのみ記載する。

韓国では、スクールバスの運転手と同乗者（主に保護者）は、2年に一度、義務研修を受け試験に合格しなくてはならない。この義務研修（最低3時間以上）は現在オンラインで行われており、毎年20万人以上が受講している。研修内容は、「交通安全に関する子どもの行動特性」「スクールバス運行に関連した法律」「スクールバスが関与した重大事故の分析」「スクールバス運転中および子どもの乗降時に子どもを保護するために必要なその他の事項」となっている。また、韓国では、運転手や同乗者の研修義務化だけでなく、シートベルトの設置および着用、乗降中を示す点滅灯設置の義務化、バス車体色の統一等、バス仕様についても様々な規制を行っているが、ここで対象としているバスには、学校や保育園の送迎バスだけでなく、塾や習い事、スポーツクラブ等の保有バスも含まれており、車体構造の規定に加えて、罰則規定も細かく定められている。以上のように、韓国ではスクールバス運行に関して、日本よりも厳格な規定を設けている。日本では、今年もスクールバスによる交通事故が複数発生する等、スクールバスの安全性向上は喫緊の課題といえるが、その具体的方策についての議論が進んでいるとは言い難い。本研究は、日本における具体的方策を検討していくための基礎的資料として、先進的な取組を行っている韓国の現状をまとめたものである。

なお、本研究は、JR西日本あんしん社会財団および日本学術振興会科研費（25K06061）の一環として行われたものである。

【発表番号 05】

小学校体育授業における器械運動領域の事故発生状況に関する研究

○山崎雅史

園田学園大学

1. 背景と目的

第3次学校安全の推進に関する計画には、「学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること」が目指す姿として掲げられている。独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「スポーツ振興センター」とする。）は学校の管理下の災害注1)を、災害共済給付制度を通じて把握している。小学校では、体育授業における事故発生件数が多く、中でも器械運動領域における事故件数が多いことが報告されている。障害見舞金の給付に至った事故件数を種目別に見ても、跳箱運動、体操（組体操）、マット運動の順に多い。以上のことから、器械運動領域における事故の実態把握は喫緊の課題である。そこで、本研究では、小学校体育授業における跳び箱運動及びマット運動で発生した事故について、その発生状況や発生傾向を整理・分析し、事故防止に資する基礎的資料を提供することを目的とした。

2. 方法

分析に用いたデータは2種類である。1つは、スポーツ振興センターがホームページ上で公開している「学校等事故事例検索データベース」である。ここに公開されている情報は、障害見舞金を給付するに至った所謂重大事故に相当するデータである。2005年度から2023年度の19年間に給付された7,682件のうち、分析に必要な情報を抽出して分析を行った。もう1つは、障害見舞金の給付には至っていない数多く発生している事故に関する情報について、スポーツ振興センターにデータ提供を依頼し得た情報のうち、2016年度から2020年度の5年間に給付を行った事故について分析を行った。

3. 結果及び考察

障害見舞金の給付に至った事故のうち、跳箱運動30件、マット運動18件について「災害発生時の状況」から、発生時の状況分類を行った。マット運動18件のうち7件（38.9%）が顔部で発生していたことから、マット運動については、障害見舞金の給付には至っていない事故についても顔部における負傷部位、負傷名等について整理・分析を行った。これらの結果及び考察について報告を行う。

注1) スポーツ振興センターは、災害の種類を「負傷」「疾病」「障害」「死亡」に区分しているが、本研究では「負傷」と「障害」を扱い、便宜上総称して「事故」と表記する。

※ 本研究はスポーツ振興センターの助成を受けて進めております。深く感謝の意を表します。

一般演題②

【発表番号 06】

公園遊具における年齢区分に関する一考察

○松野敬子¹⁾²⁾

1) いんふあんと room さくらんぼ, 2) 神戸常盤大学子ども教育学部

【緒言】

日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準:2014年」では、遊具の対象年齢を「1-3歳用」「3-6歳用」「6-12歳用」に区分し、表示するよう推奨している。この区分は、各年齢層の身長、体重、手足の長さなどの身体特性をまとめた「年齢別身体モジュール」に基づき、事故防止のために必要だと説明されている。一方、世界的に普及している欧州安全規格 EN1176 では、2008年から年齢別対策に疑問を呈し、2017年版では「リスク対応能力は個々の能力レベルに基づくものであって年齢ではない」と明記した。本研究では、日本独自の年齢区分について、保護者の認識と実態から考察を試みた。

【方法】

幼児の保護者に対して遊具の年齢区分についてのアンケート調査を実施した。調査内容は、遊具の年齢区分の認識やその遵守率。年齢区分があることをどのように捉え、欧州規格の考え方への意見も求めた。

【結果】

総回答者数92人(児の実数141人)。年齢区分を「知っている」と回答したのは75人(81.5%)であった。そのうち、対象年齢外の遊具を「利用しない」と答えた者はわずか2名(2.7%)であり、「より注意して見守る」が67名(89.3%)、「参考程度で利用」が47名(62.7%、複数回答可)であった。年齢区分は実態として遵守されていないことが明らかになった。

一方、年齢区分が「必要/あった方がいい」と考える者は59人(64.1%)であった。第1子の年齢とのクロス集計では、第1子が3歳未満の保護者62.9%、3歳以上の保護者64.9%が必要性を認識しており、有意な差は見られなかった(差2.1ポイント)。

【考察】

本調査では、8割以上が年齢区分を認識しているものの、厳格に遵守している者は極めて少ないことが示された。約9割が年齢区分を「参考情報」と捉え、子どもの能力を見極めながら利用を判断していた。すなわち、制度と実態が乖離している。日本の保護者は既に、年齢ではなく能力で遊具を選ぶという欧州的考え方を実践していることが示唆される。しかし年齢区分自体は64.1%が「必要/あった方がいい」と考えており、目安としての価値は認識されている。

EN1176は、膨大な事故事例の分析と「子どもの行動」の徹底的観察・研究を経て策定され、その結果として年齢区分の限界を指摘した。規格は重大事故を防ぐ基本要件を満たした上で、多様な難易度の遊具を用意することで、あらゆる発達レベルの子どもが楽しめる遊び場の実現を目指している。筆者が本年視察した欧州の公園では、難易度のバリエーションと質の高さが両立され、全ての子が楽しめる遊び場となっていた。

実態として遵守されていない年齢区分を維持することが誰の利益となるのか、また保護者が実践している能力ベースの判断を支援する仕組みへの転換可能性について、検討が必要である。

【発表番号 07】

獣医学学生、獣医保健看護学生への対人暴力と動物虐待の関連性の介入授業の試み

○須賀朋子

酪農学園大学

【背景】

対人暴力と動物虐待は同時発生的に起きている報告があり、理由として暴力を振るう人は家庭内の弱い者を傷つける傾向をあげている。アメリカでは早い時期から動物虐待と対人暴力の研究が行われていて、1983年の研究では子供と動物への虐待が報告された事例の55%が少なくとも1回以上、獣医師の診察を受けていることが明らかとなっている。このことからShapeらは、獣医師は動物虐待だけでなく対人暴力の兆候にも気づくことができるユニークな立場にあることを述べている。

【目的】

日本の獣医学学生（1年生）、獣医保健看護学生（1年生）に「対人暴力と動物虐待の関連について」という授業を行い、効果を検討する。

【方法】

2025年10月21日に、A大学の獣医学類1年生（131名）と、獣医保健看護学類1年生（51名）に、「対人暴力と動物虐待の関連性」という題目で介入授業を行った。介入授業の内容は「1. アメリカではDVと動物虐待が同時発生的に起きている」、「2. 獣医師は動物虐待だけでなく人間への暴力にも気づくことができるユニークな立場にある」、「3. 獣医師が動物虐待の疑いがあっても行動を起こさない理由と起こす理由」、「4. アメリカの獣医師が『動物虐待』と考える事柄」、「5. オーストラリア：動物虐待をする子どもは成長してから重大な犯罪を起こす可能性がある」、「6. オーストラリアの動物虐待の定義」、「7. アメリカ全土の調査結果：DV and Pets」、「8. 子ども、DV、人と動物の絆の研究紹介」、「9. アメリカではDVシェルターと獣医学部のパートナーシップの研究が始まった」、「10. 日本のDV家庭のなかで起きている動物虐待」の10項目にわたる内容を提示した。

【結果】

授業後、「1. 対人暴力と動物虐待の関連を知っていましたか」の問いに獣医師は21.4%、獣医保健看護生は27.5%が「知っていた」と回答した。「2. 対人暴力と動物虐待の関連についてもっと知りたいと思いますか」の問いに獣医師は59.5%、獣医保健看護生は66.7%が「思う」と回答をした。「3. 本日の授業はこれからキャリア（獣医職・獣医看護職）に役立つと思いますか」の問いに獣医師は87.8%、獣医保健看護生は90.2%が「思う」と回答をした。「4. 動物虐待の事案を見たり聞いたことがありますか」の問いに獣医師は13.7%、獣医保健看護生は15.7%が「ある」と回答をした。動物虐待と対人暴力の事案の自由記述のなかには、「父が飼い猫と飼い犬を虐待していました。父は子どもや母に対しても暴力を振るいました」という回答もみられた。

【考察】

「介入授業は役立った」と、ほぼ全員の学生が回答したことから、獣医学に携わる学生に、対人暴力と動物虐待の関連を教授することは大切であると思われる。

【発表番号 08】

精神疾患を有する母親への訪問支援における看護職の在り方

○前澤唯月, 田辺有理子, 藤澤希美, 足立和也, 山田典子

横浜市立大学医学部看護学科

【目的】

精神疾患がある初産婦が乳児期の子どもを育てる際には、精神症状に加えて育児経験の乏しさなど特有の困難が生じやすいと考えられる。しかし、こうした母親の具体的な育児困難感や訪問看護の支援内容を包括的に示した研究は限られている。本研究では、精神疾患がある初産の母親が1歳未満の子どもを育てる際に感じる育児上の困難と、それに対する看護職による訪問看護の実際を明らかにすることで予防に役立てることを目的とする。

【方法】

本研究では、母親が抱えやすい困難、看護職者による支援内容、今後必要と考える支援体制について半構造化面接を実施した。倫理的配慮として、得られた情報が漏洩したり個人が特定されたりしないよう適切に管理した。研究参加は自由意思に基づくものであり、拒否や同意撤回の権利についても説明した。逐語録作成後には、内容に齟齬がないか対象者に確認を依頼し、質的記述的研究の手法に基づき帰納的分析を行った。

【結果】

訪問看護の経験を有する精神科訪問看護師4名（女性3名、男性1名）と保健師1名（女性）を対象とした。精神疾患を有する母親が育児で抱える困難は【精神疾患や特性による感情・思考コントロールの困難】【自己表現の困難】【孤立した育児環境】【支援制度利用における課題】【育児適応の困難】【セルフケア行動の困難】と6つのカテゴリを示し、複数の困難が併存していることが明らかになった。これらに対し、看護職者による母親への支援は【感情への寄り添いや信頼関係構築に基づく支援】【自己効力感向上を目指した関わり】【母親としての経験を生かした共感的支援】【家族状況に応じた育児実践の支援】【家族関係再構築への支援】【精神安定や安全確保を図る支援】【多職種との連携調整】【予測に基づく継続的な支援】と8つのカテゴリを示し、多面的なアプローチで母親を支援していた。さらに、看護職者は今後必要な支援として【支援へのアクセスを促進する取り組み】【地域での切れ目のない支援体制の構築】【対象のニーズに合った支援の提供】が抽出された。

【考察】

精神疾患を有する母親は、自己表現の困難や家族関係の希薄さ、地域資源の不足などから、孤立した状況で育児を行っていた。また、初産婦であることによる不安や経験不足が、育児行動や愛着形成行動の困難をさらに強めていた。看護職者は訪問看護の中で、母親の強みを肯定的に捉えて前向きな声かけを行い、信頼関係を築きつつ感情表出を促す支援を提供していた。加えて、多機関との連携や家族支援などの仲介的役割を果たし、母親の精神状態や家族の危機を早期に察知して予測的な支援を行うことが重要であることが示唆された。

【結論】

看護職は精神疾患がある母親に対して、対象のニーズに合った支援の提供をし、支援へのアクセスを促進する取り組みや地域での切れ目のない支援体制の構築に尽力する等、予防的な関りが必要である。

【発表番号 09】

愛着に課題のある患者に対する精神科看護師の関わり

○佐藤凜花¹⁾, 藤澤希美¹⁾, 田辺有理子¹⁾, 足立和也¹⁾, 石附弘²⁾, 山田典子¹⁾

1) 横浜市立大学医学部看護学科, 2) 市民安全学会

【目的】

愛着に課題を抱える患者に対して、看護師が安心基地としての関わりを実践しているのかを明らかにするとともに、そうした関わりの中で看護師が抱える葛藤や感情の揺れ（ゆらぎ）を明らかにすることを目的とした。

【方法】

愛着障害と診断された患者や愛着に課題を感じた患者と関わりを持ったことのある、経験年数3年以上かつ1年以内の経験について語れる看護師を対象とし、インタビューガイドを用いて半構造化面接を実施した。得られたデータをもとに質的記述的研究を行った。本学の倫理規定に基づいて倫理的配慮を行い、対象者の所属する病棟の管理者の承諾を得た。本研究は人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に基づき研究倫理審査の承認を得て実施した。

【結果】

研究協力者は精神科看護師3名（女性2名、男性1名）で、看護師経験年数は平均16年、精神科看護師経験年数は平均11.3年であった。インタビューは平均37分であった。

データを分析した結果、愛着に課題を抱える患者との関わりについて38個のコードから11個のサブカテゴリ〈患者にポジティブフィードバックをする〉、〈退院後の生活を見据えた関わり〉、〈患者を長期的に支援していく姿勢〉、〈患者の退院を支援しつつ、辛い時に頼れる場所があると伝える〉、〈患者に振り回されない冷静な関わり〉、〈患者に寄り添いながらも過度に迎合しない関わり〉、〈時間を決めて関わる〉、〈患者-看護師関係の見極めをする〉、〈患者への情緒的支援〉、〈一貫して安定した関わり〉、〈患者に観察されていることを意識した関わり〉が抽出された。さらに分類して3個のカテゴリ【患者の自立と成長を促す関わり】、【関係性のバランスを保つ関わり】、【患者に安心感を与える関わり】が抽出された。

【考察】

本研究では、看護師がさまざまな葛藤を抱えながら患者に肯定的な感情を生じさせる関わりを行い、安心基地としての役割を果たしていることが明らかとなった。米澤（2022）が愛着障害支援で安心基地の構築が最も重要であるとすることからも、愛着に課題を抱える患者にとって、安心基地となる支援者の存在は、安定した対人関係の形成や治療への主体的な参加と継続を促すうえで欠かせない要素であると考えられる。看護師は患者の特性を踏まえて関わろうとする一方で、患者の反応や所属施設の労働環境に起因する葛藤を抱えており、その中でいかに肯定的感情を維持するかが重要な課題であった。これらの結果から、愛着に課題を抱える患者への看護実践では、看護師自身の感情負担に配慮した職場環境の整備が関係の安定化に関与すると示唆された。本研究は協力施設が1施設、対象者が3名であるため結果を一般化することは難しく、今後は協力施設や対象者数を拡大し、データを蓄積することが課題である。

【発表番号 10】

熱力学第2法則からみた「防災とセーフティプロモーション」
○石附 弘
市民安全学会

I 研究の背景と目的

「命の安全」を脅かす危険源には、自然現象と社会現象がある。そこで「命の安全」にかかる自然現象（津浪、地震等）や人間的社会現象（被災—防災、交通事故—安全対策等）について、その「発生から終息まで」を歴史軸から分析したところ、釣鐘型（ベルカーブ：正規分布）が多くみられ、自然現象と社会現象の「共通の法則」の探求を試みた。

2 探求方法と経緯

- ・災害情勢・交通事故情勢・犯罪情勢等の推移と釣鐘曲線の調査：法則性への関心
- ・文献調査
 - ・①2011年：寺田寅彦（「津浪と人間」1933年）の「災害の本質は、『自然的自然現象（津浪）』と『人間的社会現象（忘却・教育）』の2重構造である」との物理学者の興味深い指摘
 - ・②2014年：福岡伸一（「動的平衡」2009年）の「万物はエントロピー（乱雑さ）が増大する方向に動く」（熱力学第2法則）。「しかし生命は、これに抗うシステムを持っている」との生物学者の指摘に衝撃を受ける。
 - ・③2025年：鈴木増雄（東大名誉教授）論文に、「エントロピー」と秩序生成のスレーリング理論、「ネガントロピー」（逆エントロピー）の概念について知見を得た。

3 考察

・寺田の「人間的社会現象」（2①）の1つは「自然的人間現象」で、津浪が来れば人的被害が出る（成り行きのまま現象）で、これは「車が増えれば事故が増える」「都市化が進めば犯罪が増える」と同質現象で、エントロピー増大の法則にしたがっている。

他方（災害被害回避対策等）は、福岡の2②の「生命」現象と同質の「エントロピーに抗うエネルギー現象」（ネガントロピー）であり、石附は、これを「人間的安全創造社会現象」（造語）と名付けた。

・福岡は、「命のメカニズム」を、細胞が自己修復し、老廃物を排出して「秩序を保つ仕組み（オートファジー）」（動的平衡論）としているが、細胞の集合体の「人」、人の集合体の「コミュニティ」、さらには国レベルにおける「安全」については、エントロピーによって低下したベースラインを元に戻す（平衡）だけでなく、「さらに質の高いレベルに向上させる」必要がある。つまりエントロピー低下量より大きなネガントロピー量が必要となる。

4 結論

- ・「命の安全」にかかるすべての自然・社会現象は、熱力学第2法則によって説明できる。
- ・自然災害はエントロピー現象であり、「防災とセーフティプロモーション」活動はこれに抗うネガントロピー現象にほかならず、弛まぬ努力（熱量と圧力）が求められている。

日本セーフティプロモーション学会
第19回学術大会
抄 錄 集

2025年12月6日発行

編集者 衛藤 隆（東京大学 名誉教授・第19回学術大会長），

内山 有子（同事務局長）

発行所 日本セーフティプロモーション学会第19回学術大会 事務局

所在地 〒115-8650 東京都北区赤羽台1-7-11 HELSPO HUB-3

東洋大学健康スポーツ科学部